

阿賀野市告示第153号

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年7月31日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱（令和3年阿賀野市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産婦、親権者、未成年後見人その他乳児を現に養育している者（以下「保護者等」という。）」を「子育て世帯」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項第1号中「第2条」を「第3条」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項中「当該」を削り、「あたる」を「当たる」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条第1項及び第2項中「当該」を削り、同条を第5条とする。

第3条第2項中「当該」を削り、同条を第4条とする。

第2条第1項第1号中「令和3年4月1日以降に出生した」を削り、同条第2項中「次の各号のいずれにも該当」を「乳児の保護者等であり、おむつ費用を負担」に改め、同項各号を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 乳児 阿賀野市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている満1歳の誕生日の属する月までにある者をいう。
- （2） 保護者等 市の住民基本台帳に記録されている親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で、前号の乳児を現に養育している者をいう。

第1号様式中「第4条」を「第5条」に改める。

第2号様式中「第5条」を「第6条」に改める。

第3号様式中「第6条」を「第7条」に改める。

第4号様式及び第5号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月31日から施行する。